○防衛省告示第百八十八号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十八年八月二十六日

防衛大臣　稲田　朋美

日　時　平成二十八年九月二十九日（予備、同月三十日及び十月三日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦一隻

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○東北地方整備局告示第百八十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年八月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月二十六日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四十五号　釜石市鵜住居町第二八地割一番一五から同市鵜住居町第一四地割五番一七まで　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年八月二十七日

○東北地方整備局告示第百八十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年八月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月二十六日

東北地方整備局長　川瀧　弦之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長

後別　三四・四八～八四・五二メートル　一・七三八キロメートル

後　三五・三〇～八四・五二　一・七三八

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百八十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年八月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月二十六日

東北地方整備局長　川瀧　弦之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

仙台市宮城野区燕沢東三丁目二二五番二から同市宮城野区鶴ヶ谷字北畑一六番一まで

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百八十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年八月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月二十六日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長

後別　一三・四二～三〇・七九メートル　〇・二〇五キロメートル

後　一三・六〇～三〇・七九　〇・二〇五

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百八十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年八月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月二十六日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四十五号　石巻市門脇字二番谷地六番二から同市門脇字二番谷地一三番七六二まで　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年八月二十六日

国会事項

参議院

報告書受領

八月二十四日内閣から、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第三十二条第六項において準用する同条第四項の規定に基づく国民の保護に関する基本指針の変更の報告を受領した。

人事異動

内閣

○内閣総理大臣海外出張

内閣総理大臣安倍晋三はブラジル国へ出張のところ八月二十三日帰朝した。

○文部科学大臣臨時代理解職

国務大臣　鶴保　庸介

文部科学大臣松野博一帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に文部科学大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く　島尻安伊子

内閣府大臣補佐官に任命する

鶴保内閣府特命担当大臣を補佐させる（以上八月二十四日）

財務省

（東京税関監視部次長）財務事務官　星　好信

東京税関監視部長水谷修外国出張不在中同部長事務代理を命ずる（八月二十一日）

（大臣官房付）財務事務官　坂口和家男

大臣官房企画官を命ずる

願により本官を免ずる（八月二十二日）

（岐阜県総務部長）

財務事務官に任命する

理財局財政投融資総括課財政投融資企画官を命ずる

（大臣官房審議官）財務事務官　藤城　眞

関税局長兼税関研修所長梶川幹夫外国出張不在中同局長及び同所長事務代理を命ずる（以上八月二十三日）

岩手県

○公安委員会委員再任

石川哲委員は、七月二十六日再任された。

○人事委員会委員任命

飛澤重嘉委員は、七月三十一日辞職し、八月一日次の者が任命された。

人事委員会委員　高橋　信

栃木県

新　旧

辞職　（副知事）　馬場竹次郎

副知事　（六月十八日）

（総務省自治行政局選挙部選挙課長）　赤松　俊彦

（七月二十日）